

横浜市特別養護老人ホーム入退所指針 新旧対照表

改正前	改正後
<p>横浜市特別養護老人ホーム入退所指針</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入所申込ができる方</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居室において日常生活を営むことが困難である方(次の「特例入所の要件」のいずれかに該当する方)。</p> <p>【特例入所の要件】</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p>3 入所申込の手続き</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 受付センターは横浜市の要請により、入所申込情報を横浜市に提供する。</p> <p>4 入退所決定の手続き</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 施設は、入所希望者が入所した際には、受付センターに連絡するものとする。</p>	<p>横浜市特別養護老人ホーム入退所指針</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入所申込ができる方</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 要介護1又は2の認定を受けている方のうち、やむを得ない事情により居室において日常生活を営むことが困難である方(次の「特例入所の要件」のいずれかに該当する方)。</p> <p>【特例入所の要件】</p> <p>ア～エ (省略)</p> <p><u>オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。</u></p> <p>3 入所申込の手続き</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) <u>受付センターは、入所希望者が特別養護老人ホーム入所申込書に記入した施設への入所を辞退した事実を把握した場合、当該施設への入所申込を削除することができる。</u></p> <p><u>(4) 受付センターは横浜市の要請により、入所申込情報を横浜市に提供する。</u></p> <p>4 入退所決定の手続き</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(7) 施設は、入所希望者が入所した際又は入所を辞退した際には、受付センターに</p>

横浜市特別養護老人ホーム入退所指針 新旧対照表

改正前	改正後
<p>また、受付センターは横浜市の要請により、当該入所者の情報を横浜市に提供する。</p>	<p>連絡するものとする。また、受付センターは横浜市の要請により、当該入所者の情報を横浜市に提供する。</p>
<p>5～7 (省略)</p>	<p>5～7 (省略)</p>
<p>8 その他</p>	<p>8 その他</p>
<p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>(1)～(4) (省略)</p>
<p>(5) 指針の施行</p>	<p>(5) 指針の施行</p>
<p>この指針は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>この指針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>

横浜市特別養護老人ホーム入退所指針 新旧対照表

改正前		改正後																							
別表		別表																							
1 要介護度 (最高 40 点)	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">要介護度</td><td>5</td><td>40 点</td></tr> <tr><td>4</td><td>35 点</td></tr> <tr><td>3</td><td>30 点</td></tr> <tr><td>2</td><td>20 点</td></tr> <tr><td>1</td><td>5 点</td></tr> </table>	要介護度	5	40 点	4	35 点	3	30 点	2	20 点	1	5 点	1 要介護度 (最高 40 点)	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">要介護度</td><td>5</td><td>40 点</td></tr> <tr><td>4</td><td>35 点</td></tr> <tr><td>3</td><td>30 点</td></tr> <tr><td>2</td><td>20 点</td></tr> <tr><td>1</td><td><u>10 点</u></td></tr> </table>	要介護度	5	40 点	4	35 点	3	30 点	2	20 点	1	<u>10 点</u>
要介護度	5		40 点																						
	4		35 点																						
	3		30 点																						
	2		20 点																						
	1	5 点																							
要介護度	5	40 点																							
	4	35 点																							
	3	30 点																							
	2	20 点																							
	1	<u>10 点</u>																							
2 (省略)		2 (省略)																							
3 主たる介護者である家族の状況(「家族」とは、配偶者(同等の関係にある者)、一親等(父母、子、子の配偶者)二親等(祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者)とする。) (最高 15 点)	<table border="1"> <tr><td>主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)</td><td>15 点</td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない</td><td>15 点</td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、他介護)のため介護ができない</td><td>15 点</td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である</td><td>10 点</td></tr> </table>	主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)	15 点	主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない	15 点	主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、他介護)のため介護ができない	15 点	主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10 点	3 主たる介護者である家族の状況(「家族」とは、配偶者(同等の関係にある者)、一親等(父母、子、子の配偶者)二親等(祖父母、孫、兄弟姉妹、孫の配偶者、本人の兄弟姉妹の配偶者)とする。) (最高 <u>20 点</u>)	<table border="1"> <tr><td>主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)</td><td><u>20 点</u></td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない</td><td>15 点</td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、<u>介護放棄</u>、他介護)のため介護ができない</td><td>15 点</td></tr> <tr><td>主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である</td><td>10 点</td></tr> </table>	主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)	<u>20 点</u>	主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない	15 点	主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、 <u>介護放棄</u> 、他介護)のため介護ができない	15 点	主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10 点						
主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)	15 点																								
主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない	15 点																								
主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、他介護)のため介護ができない	15 点																								
主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10 点																								
主たる介護者である家族がない(音信不通を含む)	<u>20 点</u>																								
主たる介護者である家族が入院・入所・県外でない	15 点																								
主たる介護者である家族はいるが、(要介護、要支援、高齢、療養、障害、育児、就労、 <u>介護放棄</u> 、他介護)のため介護ができない	15 点																								
主たる介護者である家族はいるが、上記以外の理由で介護が困難である	10 点																								
4～5 (省略)		4～5 (省略)																							